

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和8年2月13日

支出負担行為担当官

静岡地方検察庁検事正 原 山 和 高

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 調達ポータル・電子調達システムの利用

本調達は、「調達ポータル・電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/>)
を利用した見積書の提出及び見積合わせにより実施するものとする。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名等 令和8年度静岡地方法務総合庁舎及び沼津法務総合庁舎における昇降機設備保守点検業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 静岡地方法務総合庁舎 静岡市葵区追手町9番45号
沼津法務総合庁舎 静岡県沼津市御幸町22番1号

3 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。
ア 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者
イ 静岡地方検察庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者

4 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒420-8611 静岡市葵区追手町9番45号

担当：静岡地方検察庁会計課用度係 関

電話：054-252-5137

E-mail：ppo10-kaikeika.f8a@i.kensatsu.go.jp

5 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領、仕様書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

静岡地方検察庁ホームページに掲載するほか、以下の方法でも交付を行う。

公示の日から令和8年2月27日（金）まで（土・日、祝祭日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(2) 交付場所

前記4の場所、静岡地方検察庁ホームページ及び電子調達システム

なお、電子メール又は郵送による交付を希望する場合には、上記4の問合せ先に電話にて

連絡すること。

6 提出書類及び関係書類の提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

ア 見積書

イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し又は随意契約登録申請書等

ウ 暴力団排除に関する誓約書（役員等名簿を含む）※作成日付を記載すること。【別紙1】

エ 代表者以外（支店・営業所等）で見積書を提出する場合は、委任状【別紙2】の提出を要する。

(2) 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時00分（必着）

(3) 提出場所

ア 持参、郵送等又は電子メールにより提出する場合には、上記4の住所又はメールアドレス宛て提出すること。

※電子メールにより提出する場合は到達確認を必ず行うこと。

イ 電子調達システムによる場合は、当該システムに定める手続にしたがって提出すること。

7 見積合わせの日時

令和8年3月16日（月）午前10時30分

見積合わせは、非公開で実施する。

8 見積書に記載する見積価格

(1) 紙で提出する場合

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

(2) 電子調達システムで提出する場合

電子調達システムにて入力する見積価格は、消費税及び地方消費税を抜いた合計金額を入力すること。

9 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

1 0 契約保証金の納付
免除

1 1 契約書又は請書の作成の要否
要

1 2 現場確認

希望する場合、令和8年3月13日（金）午後5時までに前記4の担当者に連絡の上、行うこと。

1 3 その他

- (1) 詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領及び仕様書による。
- (2) 代表者以外（支店・営業所等）で見積書を提出する場合は、委任状の提出を要する。
- (3) 契約手続に使用する言語及び通貨（日本語及び日本国通貨に限る。）
- (4) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は見積り合わせの結果、予定価格の制限の範囲内に達する者がいないときは、当庁が選定した者に見積りを依頼することがある。
- (5) 本調達では電子調達システムを利用することができる案件である。